

令和 5 年 3 月 23 日
高齢施策担当部高齢者支援課

地域包括支援センターの事業評価について

1 経緯

平成 27 年度より、区は、独自の評価項目を用いて地域包括支援センター（以下「センター」という。）の事業評価を実施してきた。

平成 30 年 4 月、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、市区町村および地域包括支援センターは、センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた（介護保険法第 115 条の 46 関係）。それを受け、同年 7 月、国から全国で統一して用いる評価指標が示されたことから、区および旧センター本所の事業評価を実施した。

令和元年度からは、区内 25 か所の全ての地域包括支援センターを対象に事業評価を実施している。

なお、本事業評価は、令和 4 年 6 月に実施されたものであるが、国からの全国平均等の集計結果の到着が、令和 5 年 1 月下旬であったため、今回の報告となったものである。

2 事業評価の目的

地域包括ケアシステムの確立に向けた取組を加速させるため、区および各センターにおけるセンター業務の取組状況に関する事業評価を実施することを通じ、事業の質の向上のための必要な改善を図ることを目的とする。

3 評価内容および評価の流れ

(1) 区および各センターは、国が示す評価指標に基づき自己評価を行い、その結果について、都を通じて厚生労働省に報告する。

ア 評価方法

区および各センターによる自己評価

イ 評価項目数

区対象調査：59 項目、センター対象調査：55 項目

ウ 主な評価項目（詳細は別紙 1、2 のとおり）

①組織・運営体制等（組織運営体制、個人情報保護、利用者満足向上）

②個別業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）

③事業間連携

エ 評価対象年度

令和 3 年度の事業実績

オ 対象センター

区内 25 か所の地域包括支援センター

- (2) 厚生労働省は、全国の結果を集計し、チャート化による見える化を行った上で、都を通じて区へ周知する。
- (3) 区は、その結果を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において改善策の検討を行う。
- (4) 区およびセンターは、(3)の改善策を踏まえ、センター事業の改善に取り組む。

4 評価結果

(1) 評価結果

	区得点	全国平均
区指標分	57 点 (96.6%)	45.6 点 (77.2%)
センター指標分	53 点 (96.4%)	47.5 点 (86.4%)

* 包括指標分については、区内 25 センターの平均

(2) 改善に向けて検討すべき項目など

① 区指標分 1(1)-8 組織運営体制（職員の確保・育成）

指標：センターの 3 職種（準ずる者含む）1 人あたり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が 1,500 人以下であるか。

⇒ 練馬区地域包括支援センターの人員および運営基準に関する条例では、「おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごと」に 3 職種を置くこと、6,000 人を超えたら 3 職種から 1 人増員することとされている。

条例の基準は、国の介護保険法施行規則に基づき定めており、現在もこの基準を満たす人員が配置されているが、更に令和 5 年 4 月の地域包括支援センター 2 か所増設により、体制を充実する予定。

② センター指標分 2(1)-25 総合相談支援業務

指標：家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。

⇒ これまで 25 センターでは、本人と家族介護者の相談を分けずに件数を計上していたが、令和 4 年 4 月からは分けて計上するよう改善している。

③ センター指標分 3-55 事業間連携

指標：生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議しているか。

⇒ 事業を委託している練馬区社会福祉協議会と、高齢者のニーズや社会資源についてより広く把握できるよう、協議を進めている。今後も第 9 期高齢者保健福祉計画の策定に向けて検討を進める。

(3) 詳細

別紙 1、2 のとおり